

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会：会報

河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会ニュース

NO3 発行：2006年9月30日

連絡先：〒186-0004 東京都国立市北1-1-6 コーポ翠1階

多摩島嶼教職員組合(略称:多摩教組) TEL 042-571-2921 FAX 574-3093

郵便振込口座:00110-4-279595

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

<http://www.din.or.jp/~okidentt/nezusan.htm>

日の丸・君が代など

“強制” 違憲判決出る！

—— 教育行政の不当介入を戒める！ ——

2006年9月21日(木)東京地方裁判所民事第36部(難波裁判長)は、都立高校の教職員らが原告となって、東京都と都教育委員会(都教委)を被告として、国歌斉唱義務不存在確認等と損害賠償を求めた訴訟(いわゆる「予防訴訟」)について、原告らの訴えを全面的に認め、10.23通達を違法とし、

- ①原告らに卒業式等における国歌斉唱の際に、起立・斉唱・伴奏の義務がないことを確認し、
 - ②起立・斉唱・ピアノ伴奏をしないことを理由にいかなる処分もしてはならないとし、
 - ③10.23通達によって原告らが被った精神的損害に対する慰謝料の支払いを命ずる、
- 極めて画期的な判決を言い渡した。(国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟原告団・弁護団・「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟をすすめる会「**声明**」より)

判決要旨(要約しています。)によると、「10・23通達及びこれに関する都教委の一連の指導は、教育基本法10条に反し、憲法19条思想・良心の自由に対し、公共の福祉の観点から許容された制約の範囲を超えているというべきであって、原告らが、都立学校の入学式、卒業式において、国歌斉唱時に起立し、斉唱する義務、ピアノ伴奏する義務を負うものと解することはできない。」と、明確に断じている。その上、通達も、学習指導要領と同様「必要で、合理的な大綱的な基準」に止めるべきであるとし、教職員に対し「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱せよとの職務命令を発することには、重大かつ明白な瑕疵があるというべきである。」としている。

10・23 通達が出て以来、窒息状態にある各学校の職員室の空気は、これでいくらかは、息を吹き返すのではないだろうか。判決のニュースを聞いた時の喜びも、大きなものがあったが、こうして判決要旨を読んでいると、喜びはより深まっていく。河原井さんや根津さんの喜びは、ひとしお強かろう。

しかし、石原都知事は、翌日「当然、控訴して争う」と言明し、安倍新首相は、臨時国会で教育基本法を変えろと言っている。諸手をあげて喜んでいる場合ではないかもしれない。

「河原井さん、根津さんらの「君が代」解雇をさせない会」としても、心新たに気を引き締めて、都庁前チラシまき、二人の通う学区近くの駅頭でのチラシまきを開始し、9月27日には、都教育委員会に対し、「控訴断念と10・23通達撤回を求める要求書」を手渡してきた。

判決後の石原都知事や中村教育長の居直り発言に、黙っていないたくさんの団体から個人から、「控訴するな」の要求が連日届いているようだ。私たちも都庁前チラシまきの後、「直ちに控訴を断念してください。10・23通達を撤回してください。345名の懲戒処分を取り消してください」と書いた要求書を持って教育情報課に行った。

教育委員会総務部の入り口はドアが閉められ、ドアの前には3人の職員が立っていて私たちを中に入れない。9月初めまで、何度も署名提出、質問要請で訪れているが、ドアが閉められていたのは、3月の処分直後の緊張関係以来、初めてかもしれない。都教委の外部団体に対する防衛体制の変化である。「要請書があるのでしたら受け取ります。」と、教育情報課のA氏が出てくるが、私たちの質問にあうと、要請書がないならとすぐ中に入ってしまう。窓口の機能を果たしていない。そして、3人の“門扉”職員がまた黙って立っている。そのうち、3人は中に入って背中をむけ、足でドアを押さえて立つという行動に出た。その滑稽な姿に思わず笑いが出る。

しかし、私たちが帰りそうにないと見たのか、開始から1時間を経過した頃ノートとペンを持ち、A職員が廊下に出てきた。これで、3回目だ。入り口前は通路だからいつものようにエレベーター前に移動させられる。しかし入り口は、今日の状態では通路になっていない。訪れた人は3人の職員によって遠い別の入り口に廻わされる。このご都合主義はなんたることか。

要求書を渡すとともに、質問に答えてほしいと要求した。質問は、

- ① 10・23通達を憲法19条、教育基本法10条1項違反ではないと主張する根拠は何か。
- ② 都教委はこれまで「校長の発した職務命令は正当である」と言ってきたが、判決は理由を示して、「職務命令は重大かつ明白な瑕疵がある」と断じた。都教委が言う「正当」性の根拠は何か。

質問に対する回答は、万一居直って控訴をするときには、控訴前にするよう、要求してきた。

9月28日には、都教委定例委員会がおこなわれたが、まだ控訴決定の報道はない。どんな理由をもって控訴するというのだろうか。

<私たちの会から都教委への要求書>

東京都教育委員会
教育長 中村正彦様

2006年9月27日

控訴断念と10・23通達撤回を求める要求書

9月21日東京地裁は「君が代斉唱」時に起立する義務、伴奏する義務があるかを問う裁判(=通称、予防訴訟)で、原告の教員たち401名の主張を全面的に受け入れ、憲法判断を示す判決を出しました。

判決は、通達とこれに伴う都教委の指導は、「教育の自主性を侵害する上、教職員に対し、一方的な理論や観念を生徒に教え込むことを強制するに等しい」とし、教育基本法10条の「不当な支配」に当たる違法なものだと判断。「日の丸・君が代」が「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱」として用いられてきたことは「歴史的事実」と指摘し、また、「憲法は相反する主張を持つ者に対しても相互の理解を求めており、・・・原告らの基本的人権を制約することは相当とは思われない」と懲戒処分をしてまで強制することは、「少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置である」(憲法19条「思想・良心の自由」違反)から、「起立しないことを理由としていかなる処分もしてはならない」と断じました。校長が「職務命令を発することには、重大かつ明白な瑕疵(かし)がある」とし、都教委が「通達に基づく職務命令により教職員を懲戒処分することは、裁量権の乱用」であると言明しました。

都教委の「日の丸・君が代」強制が、教育基本法10条違反であることが白日の下に晒されました。しかし都教委は、厳粛にそれを受け止めることをせず、悪あがきをやめません。「憲法を破る」(石原都知事)、「東京都は独自に教育基本法を改正した」(米長教育委員、同席した横山教育長)と発言し、暴走してきたことへの反省がまったく見受けられません。

22日の記者会見での石原都知事の発言は、その最たるものです。23日には臨時の校長会を開き「これまで通り通達に従って指導してほしい」と指示したとは、情けなく、憤りを禁じ得ません。

都教委は、判決を厳粛に受け止め、東京の子どもたちに教育基本法に根ざした教育を保障するよう、教育条件整備の義務(教育基本法10条2項)を果たすことに専心すべきです。

直ちに控訴を断念してください。

10・23通達を撤回してください。

345名の懲戒処分を取り消してください。

以上、申し入れます。

全面勝訴判決！

「日の丸・君が代」強制は違憲

■教職員に拒否の自由あり ■都教委 10・23 通達は「不当な支配」

◇憲法判断示した画期的判決

皆さんすでにご存知のように、9月21日東京地裁は「君が代斉唱」時に起立する義務、伴奏する義務があるかを問う裁判(＝通称、予防訴訟)で、上記の判決を出しました。

判決は、通達とこれに伴う都教委の指導は、「教育の自主性を侵害する上、教職員に対し、一方的な理論や観念を生徒に教え込むことを強制するに等しい」とし、教育基本法10条の「不当な支配」に当たる違法なものだと判断。「日の丸・君が代」が「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱」として用いられてきたことは「歴史的事実」と指摘し、また、「憲法は相反する主張を持つ者に対しても相互の理解を求めており、…原告らの基本的人権を制約することは相当とは思われない」と懲戒処分をしてまで強制することは、「少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置である」(憲法19条「思想・良心の自由」違反)と断じました。校長が「職務命令を発することには、重大かつ明白な瑕疵(かし)がある」とも言及しました。

◇都教委は控訴をするな！

都教委は10・23通達を根拠にこの3年間で345名の懲戒処分を出しました。根津公子さん(鶴川二中)には停職3ヶ月、河原井純子さん(八王子東養護)には停職1ヶ月まで出し、近い将来二人には免職の心配がありました。こうした都教委の暴走に、司法はきっちり憲法判断を下しました。

「憲法を破る」と言った石原都知事、「東京都は独自に教育基本法を改正した」と言った米長教育委員やそれに同調した横山教育長(当時)の教育行政が、教育基本法10条違反であることが白日の下に晒されました。しかし都教委は、冷静にそれを受け止めることをせず、悪あがきをやめません。

23日には臨時の校長会を開き「これまで通り通達に従って指導してほしい」と指示しています。

「おごる平家は久しからず」です。都教委は、石原体制を死守するためではなく、都民の児童生徒が教育基本法に根ざした教育を受けられるよう、条件整備をする義務(教育基本法10条2項)を果たすことに専心しましょう。控訴するなど、これ以上歴史に汚点を残すことはやめてください。

都教委の職員の皆さん、皆さんは一職員かもしれませんが、皆さんの仕事の仕方が都教委を変える力となります。冷静に判決を受け止め、石原都知事や中村教育長の専制独裁を食い止める働き方をしてくださるよう、訴えます。

◇教育基本法「改正」に釘刺す

判決は東京だけでなく、全国に影響をもたらしました。日本に住む全ての人に、教育行政がしてはならないことを警告しています。教育の主体が教育を受ける者である現教育基本法を「改正」し、教育の主体を教育行政に変え、「愛国心」教育を盛り込んだ教育勅語そっくりの教育基本法にしようと企む安倍政権に、警鐘を鳴らしています。

予防訴訟完全勝利判決に思う

根津公子

まずは、401名の原告の皆さん、原告団の皆さんにお礼を申し上げます。

あの時傍聴をした友人から、勝利判決を電話で受けてにわかには信じられなかった。私が聞き間違えたのか、友人が判決を聞き間違えたのか、言い違えたのか？ ようやくそれが間違いではないとわかり、お腹の底から「やったあー！」と叫びたい衝動に駆られながら職員室で同僚たちに勝利判決を伝えると、みんなともに喜んでくれた。握手を差し出してくれた人もいて、感動をともした。ここ鶴川二中の職員室のように、この日、東京の職員室はどこも真っ当な憲法判断をした判決の喜びに浸っていただろう。

各区市町村教委は、都教委から独立した機関ということになっているから、都教委が出した10・23通達は、建前は小中学校には適用されないことになっている。現実には、都教委の「指導」どおりにしない区市町村教委など存在しないのに、だ。こうした組織上のことから、私たち小中の教員は都教委を相手取ったこの予防訴訟の原告にはなれなかったが、この判決の喜びは、都立校の教員たちと同じ。本当にうれしい。家族との関係等で不起立、不伴奏という行動を選択できなかった教員たちもどんなにかうれしいだろう。悩む中で健康を害し、中途退職を選択せざるを得なかった教員たちにとっても。不起立処分を受けた後、中途退職をした友人の一人が言った。「これまでは私たちが罪人にされていたけれど、今日からは都教委が罪人」。

私たちの主張の合法性・正当性が認められた。10・23通達を以って処分された、私を含む延べ345名の行為のそれが認められた。感無量。まず思ったことは、都教委は私を免職にすることはできなくなったということ。「憲法を破る」(都知事)「東京都は独自に教育基本法を改正した」(米長教育委員)と言ってはばからない人をトップとする都教委が、違憲判断を下した本判決に直情的な対応をしているが、それは焦りの表出だ。理は不起立・不服従教員にあることを裁判所が認めたのは、まさに345名の行動があったからだ確信する。

「おかしいことには従えない」という声・行動がなかったら、こうした判決は出なかったと思う。嫌がらせを受けながらも、正しいと思う行動をしてきてよかった！としみじみ思う。

東京の教員たちのほとんどが10・23通達を違法・不当だと思っている。校長たちのかなりも「おかしい」と漏らす。また、起立斉唱の教育的意義を説明できる校長に、私は直接的にも間接的にも出会ったことがない。それなのに、その校長たちが職務命令を出す。出させられる。学校で働く職員のほとんどがおかしいと思っていること、総意でも民意でもないことが、子どもと教育にとってさも大事なことのよう権力を持つ者たちによって宣伝され、進行している。無責任極まりない、恐ろしい事態だ。判決に勇気を得て、学校が変革されていくといいのだけれど……。また、10・23通達問題が、原告と被処分者だけの問題ではなく、子どもや日本社会全体にかかわる問題であることが社会に認識されてほしい。

■判決が「通達やこれに関する都教育委員会の指導は、教育の自主性を侵害する上、教職員に対し、一方的な理論や観念を生徒に教え込むことを強制するに等しい」（教育基本法10条違反「不当な支配」と断じたことは、「多角度からの資料と考える機会を提供せず、一つの価値観を植えつける『君が代』指導は教育行為ではない」と主張してきた私にはこの他うれしい。

また、少数者の人権を守ることを子どもたちに実践的に示したいとも思っただけの不起立である。「憲法は相反する主張を持つ者に対しても相互の理解を求めており、・・・原告らの基本的人権を制約することは相当とは思われない」と懲戒処分をしてまで強制することは、「少数者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置である」（憲法19条「思想・良心の自由」違反）と断じたこともうれしい。「職務命令を発することには、重大かつ明白な瑕疵（かし）がある」と断じられた校長たちが、己の行為をどう捉えるのかは、ぜひ聞きたい。

実はこの判決を出した難波裁判長は、私の調布中への異動裁判で昨年、原則異動要綱を逸脱してはいけない。しかし本件は特段の事情があったから異動要綱を逸脱しても仕方ない、として「バスが空を飛ばば乗れるようなウソツパチな都教委の通勤時間の算出」の異動を認め、私の訴えを退けた。裁判長に、良心を呼び覚ます何があったのだろう。私としては複雑な気持ちだが、今回は大いにエールを送りたい。

■今日からは、判決を活かすことがわたしたちの役目。教員たちが、学校が、胸張ってそれを行っていかう、と呼びかけたい。

東京の教員の皆さん、全国の教員の皆さん、判決も憲法も、実際に行使していくことで活かしていきましょう。大勢の教員が卒業・入学式にこれを行使していくことで、都教委の控訴断念、10・23通達の撤回、教育基本法「改正」案の廃案に繋げましょう。たたかうことで道は切り拓かれます。希望が見えます。

私は、これから始まる停職処分の裁判にも、大いに使わせてもらいます。

■都教委よ！ あなたたちの仕事は、東京の子どもたちが教育基本法に根ざした教育を受けられるよう、条件整備をする（教育基本法10条2項）ことにあります。控訴するなどの居直りを止めてください。これ以上の教育への不当介入を止めてください。

抗議します！

破廉恥にも

9月29日4時半頃 **都教委は控訴しました。**



9.15 不_レ当_レ専門_レ研修_レ終了

いそがしいなかを多くの人びとが駆けつけてくださりありがとうございます。

河原井 純子

どの顔もにこにことうれしそうで、うれしエネルギーをいっぱいいただきました。それとは対照的に研修センターに突っ立っている数人（15日は、いつもの半分くらい、少なかったです。）の都教委の顔はどの人も体のどこか悪そうな表情で気の毒に想いました。どうぞお大事に。

1 専門研修のなかみ

1、教員としての32年間の歩みについて話してください。ここは、もうたっぷりと時間をかけて話しました。大きく分けると、

- ①「障がい」があってもなくても、地域のなかで共に生き共に学ぶことを、大きな視点において子どもたちと向き合ってきたし、現在も向き合っていること。
- ②どんな時でも「Yes」「No」をはっきりと言いついていいこと。これは、憲法や子どもの権利条約などで、最大限守られているので安心していいこと。
- ③「女らしく生きる」とか「男らしく生きる」とかが大切なのではなく、お互いに「自分らしく生きる」ことを追求しながら歩んで行こうということ。

それらのことを大切に大切にしながら32年間すごしてきました。現在もその真只中にいますと。

2 基本研修(7・21)の報告についてきいてくる。

3 課題(8・21提出)についてきいてくる。

両方とも、次のような視点で綴っているので、再び繰り返しました。

イ、10・23通達の違憲、違法について

ロ、セクハラ、体罰、飲酒運転でくられていることの精神的苦痛

ハ、32年間の教育実践の突然の否定

ニ、「処分」ではなく、「対話」を切望する

課題のなかの資料で、サービス事故の表に「君が代不起立」(都教委は職務命令違反と言い換える。)が、「その他」にくられていることについて、『なぜか?』『この研修の主たるなかみなのに、「その他」はないですよ。』と質問したら、その答えは「表のつくり方です。」でした。「えっ、それって答えですか? 答えになっていないですね。」研修の質から言えば、かなり貧弱なものでした。

4 資料にそっての話

サービス事故と処分の一覧表など、何度も見せられているので「紙がもったない」というのが、率直な感

想です。「教育」の世界で起こっていることとは思えず、「恐育」の奈落を実感したひと時でした。

「思想・内心の自由」を根こそぎ侵害しておきながら、「もし、この研修で思想・内心の自由を侵したとしたら、意図してはいませんので」なんて言うのです。言葉を失ってしまいますが、「対話」はあきらめません。

さいごに

今回も何度も何度も繰り返すなかみは、

- ① 地公法32条の上司の命令に従え。
- ② 職務命令は、権限のある機関が取り消しをしない限り有効である

権限のある機関とは、「校長」「裁判所」でした。

「停職1ヶ月」という重たい処分がすでに出ているのです。意味のない再発防止研修は、大切な税金と時間の無駄づかい以外のなにものでもありません。

特別支援教育のことを尋ねてきながら、『詳しく』と逆に質問しますと、「専門ではありませんので」と逃げます。今日って専門研修だったはずです。都教委の方が「専門」をとりさげたのでしょうか、と感じ、ある種の空虚さがありました。

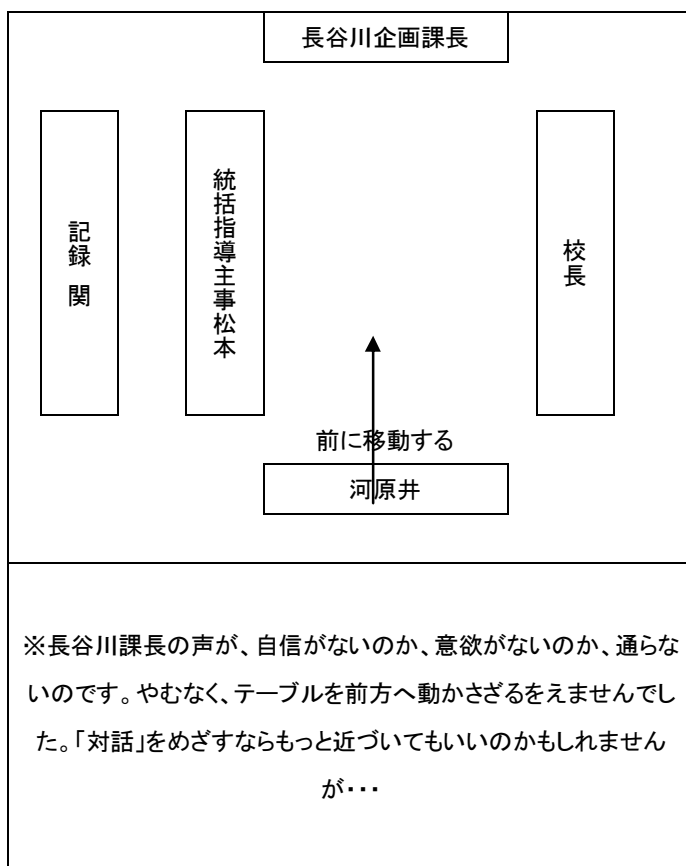
研修は、基本研修の時と同じように、気持ち悪いほどに丁寧でした。質問にも良心的に応えようとする空気がありました。休憩時には、研修室で水筒のお茶が飲めました。(いままでは別室だった。) しかし、しかしです。

『10・23通達』も『処分も』も『再発防止研修』も、絶対許すことはできません。これからも「対話」を求めながら、ゆっくりといきます。

**真の意味で インクルーシブな社会
インクルーシブな教育の実現にむかって
多くの人とつながりながら**

今日から明日へ

長谷川課長の小さな不明瞭な声にくらべると大きな励ましの声 こえ koe 8階の研修室までしっかり届いていました。心から「ありがとう!!」でした。



2006年9月15日〈再発防止専門〉研修の報告

根津 公子

抗議と激励に駆けつけてくださった皆さん、ありがとうございます。40人もの方に見守られ、皆さんのお気持ちを十分にいただいて元気に不当な再発防止研修に臨むことができました。

今日受講させられたのは、午前中が私と高校の教員Aさん、午後が河原井さんと高校の教員Bさん。午前中の研修に先立ち、被処分者の会の沢藤弁護士が中止申し入れをしてくれました。「中止を申し入れしたい」「思想信条に踏み込むものではないと確認したい」「憲法を守ると言えないのですか」とたたみ掛ける沢藤弁護士の確認に、研修センターO氏は「お答えはできない」と自信なげに消え入るような声で繰り返すばかりでした。

9時少し前、803号室へ。Aさんの部屋は、私のところとはもっとも離れた対角線上に位置する。一番遠い部屋にする理由があるのだろうか。私の部屋の前にもAさんの部屋の前にもわか仕立ての警備職員がそれぞれにズラーっと立つ。隣同士の部屋にしたら、警備は半分の人数で済むだろうに……。朝この建物の前に私が到着した時、すでに玄関前に職員が配備されていたので、その人の仕事内容を聞くと、「門扉です」。隠し立てのない返事にびっくり。人間「門扉」や1階、8階のフロア警備だけでも20～30人の都教委職員が配置されていたはずだ。こんなことに税金を湯水のごとく浪費する。何を恐れるのか？

9時再発防止研修開始。司会進行は研修センター研修部教育経営課M統括指導主事、説論・サービス指導は同課Y課長、そして記録のS指導主事。

教育経営課が再発防止研修の直接の担当課なのだろう。M統括指導主事の名前が再発防止研修実施の通知文のトップにあったことを私は、途中で思い出した。

さて、研修はいつものとおり、初めは司会が注意事項を読み上げる。私が「録画・録音の禁止」は「研修効果を高めることと矛盾するのではないか」と言っても、「そう決めている」と説明にはならないことを答えるだけ。毎回大勢の私たちから指摘されているのだから、説得できる答えを用意したらいいのに。そんなことを思いながら、そこは軽く指摘しただけで、説論・サービス指導を聴いた。

説論・サービス指導は、例に従って、「お名前、所属を教えてください」から始まったが、今回は執拗な訊き方はしなかった。70分間の「説論・サービス指導」全般にわたり、昨年Sセンター企画担当課長のように、「内心、内心って何ですか。あなた地方公務員でしょう。それも答えられない？」「内心とか裁判とか、関係ありません」「確認を重ねていくのが研修なんですよ」などという研修の執行停止を請求した地裁決定に抵触するようなことは言わないし、「研修を拒否するつもりか」と脅したり、怒鳴ったりすることは全くなかった。また、予め提出しておいた質問に答える姿勢は十分示した。「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己

の非を認めさせようとするなど・・・違憲違法の問題を生じる可能性がある」(地裁決定)ことを意識した結果なのだろう。受講者当該や周りの人たちが研修の内外で追及し、外に向けて明らかにしてきた成果でもあった。

初めの方で、「教育をしていく上で一番大事にしてきたことは」と訊かれて私は、「子どものこと。その判断基準は教育基本法にあります。都教委は2001年に憲法・教育基本法を東京都の教育目標から外し、米長教育委員や横山教育長が『東京都は教育基本法を廃止した』などと言いましたがね」と答えた。そうしたら、課長は、「廃止したという文章を見せてほしい」と。「研修を仕事とする職員が、しかも課長の役職にあつて、ご存じないのですか。」そんなやり取りの後、資料を送ることを約束して、説論・サービス指導を「受けた」。

今回の説論・サービス指導の内容は、1) 7月21日の説論・サービス指導の確認と2) 課題レポートの中の一つをめぐって。それに、3) 事前に提出させられた課題レポートに、私は7月21日の説論・サービス指導を受けての質問5項目を書き加えたところ、今回は今までと違って、回答があった。これは画期的なこと。この日資料が配られたが、それにはまったく触れられなかった。3)に時間をとられてしまったからなのか・・・?

1) では、

講師である課長は、地方公務員法の30条、32条、35条、33条を読み上げていく。

30条、「職務の遂行については全力を挙げて専念すべき」というくだりで思わず私は「いつも全力をあげて専念しています。校長、そうは思いませんか」と、隣の校長に訊いた。

校長は、「(停職明けの)7月以降、しっかり専念しています」と言った。

2) では、

2003年度、2004年度の懲戒処分件数とその内訳を示し、「資料からその問題点を指摘し、教育公務員として法を守ることに忠実であるべき立場にある教職員が、どのように行動すべきであるのか、あなたの所感をお書きください」という課題について、口頭で訊かれた。

課題に示された懲戒処分の内訳は、「体罰」「交通事故」「わいせつ」「争議行為」「その他」から構成されており、「君が代」処分は件数が突出しているのもかかわらず、「その他」に押し込められていた。私はこのようなくくり方をしたら、問題点が見えなくなることをまず、指摘した。その上で、「反教育的行為には教員としての良心から服従することはできないと考えた教員たちの気持ちが都教委にはわからないのでしょうか。私に起立することの教育的意義を説明してほしい。そうしてくれないと、再発しますよ。研修の成果を上げるのが今日の目的なのだから、しっかり説明してください。失礼な言い方かもしれませんが、私に説明できないあなた方は、指導力不足ですよ」と答えたが、説明はついに聞かせられなかった。

3) では、

質問に対する回答。質問と答えは次の通り。

1. 担当者は、32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」の説明で、「法令の解釈を色々にしてしまう心配があるが…」と言われました。確かに法令の解釈は、いろいろにしてしまう心配があると思います。法令自体は変わらないのに、例えば『君が代』処分と言えば、不起立をしても東京でも以前は処分になりませんでした。いま現在でも処分をするのは広島県など数県、累積加重処分に至っては東京だけです。法令の解釈をどう変えることによって今の東京の処分になったのですか。処分にならなかった時と、処分になる今との、2つの法令解釈について説明をしてください。
→「懲戒処分は任命権者・都教委の裁量でできる」「裁量ということばは、法令には書いてない。通説となっている」（課長）。後日でいいから、通説となる根拠を示してほしいと要求した。
2. 「上司の職務上の命令」について。「君が代」処分撤回を求める人事委員会審理の校長証人尋問で、高校の校長たちの中に何人か、「本当は起立・伴奏の職務命令を出したくなかった」という趣旨の証言をされました。校長が教育的視点から出したくない、出すべきではない、と思っている職務命令が果たして「正当な職務命令」と言えるのでしょうか。また、「正当な職務命令」とは、何を根拠に、どの機関が判断するのですか。
→「高校の校長たちの中にこういう証言があったのは、チラシで知っている。証言録は見えない」（課長）。「都教委が正当だと判断した職務命令は正当か」と訊いたら、「絶対とは言えない。違うと思ったら、裁判で（どうぞ）。私は、都教委で判断したものだから、正当だと思う」（課長）。
3. 信用失墜行為の禁止について。昨年東京、朝日新聞調査によると、東京の「君が代」処分をおかしいと思う都民は6～70%でした。それでも、不起立が信用失墜行為となるのですか。信用失墜行為の要件を満たすもの、基準は何ですか。
→「答える立場にない」と言うので、その新聞を見たことがあるかを確かめたら、「見えていない」ということだった。それこそ、都教委の独りよがり。「職務怠慢だと思います。都民の声を聴いて教育行政に活かすのは、都教委の職務でしょう」と感想を述べた。また、新聞に当たって、改めて回答をほしいと要求した。
4. 同じく信用失墜行為について。噂されている米長教育委員のセクハラ・破廉恥行為は信用失墜行為に該当しないのですか。またその理由は、何ですか。教育委員が一般職ではないからですか。
→「答える立場ではない」（課長）。一般職と特別職とで、33条違反に違いがあるかを訊いたが、「知らない」（課長）。
5. 職務命令が正当であるための要件の一つとして、「実行可能な職務命令であること。犯罪を命じることはできない」と担当者は言われました。職務命令を発した校長には犯罪

に繋がる認識はなくとも、発せられた職員には、その職務命令が犯罪に繋がる認識がある場合、その職務命令は有効ですか、無効ですか（私には「君が代」起立が戦争犯罪に繋がる認識があります）。

→「外形的には有効です。もし無効と言われるのであれば、争うということです」（課長）。「私は外形的にどうかを訊いてはいません。『君が代』起立が戦争犯罪に繋がる認識がある私にはどうしても職務命令に従えない。それでもその職務命令は有効かと訊いているんです」（根津）と言うと課長は、「個人的には先生の認識は理解できない」ということだった。

「今日の説論・服務指導もまた、私には『君が代』起立の職務命令が正当であると理解することには全くならなかつた。それは、私の能力不足が原因ですか」と訊くと課長は、「いいえ、違います」と言う。「それでは私の姿勢の問題ですか。それとも、課長の指導力不足が原因ですか。いずれかですよ？」。課長は苦笑いをしていた。起立することの教育的意義が全く語られないことには、一步も進まないことを告げ、今日回答のなかつたことについては後日の回答を要求して、実績のない説論・服務指導を終了。

その後、報告書の作成。次のように書いた。

「不当な懲罰研修であると思いつながら勤務時間であるので、私は本研修に全力で望んだ。Y講師の話を一言一句聞き逃さないよう、メモをとりながらしっかり聞き、その上で、理解できないことを質問した。しかし、Y講師は、これまで5回私が受講させられた時の担当講師と同じように、内容については私が理解できるように説明をしてはくれなかつた。従って、今日の研修成果はまったくなし。講師からは、「答える立場ではない」「そのことについては知らない。わからない」という回答が多かつた。「知らない。わからない」という点については、資料に当たり、後日私に回答をしていただきたい。そうしないと受講者である私の認識は変わらず、研修成果はゼロ、となってしまう。これは、都教委等そちらにとっても仕事の実績なし、となつてしまい、避けねばならぬところだと思う。

都教委及び研修センターが私に最も理解させなければならないのは、この出発点である、君が代斉唱（あるいは、「日の丸・君が代」の実施）の教育的意義についてである。懲戒処分や再発防止研修などの暴力をもって私の教員としての良心を転向させることは不可能である」。

脅しや弾圧では人の心は変わらないということを知らない、そして何が人を変えるのかも知らない都教委の人たちに、教育を語る資格はない。子ども（人）の心を理解することができるはずはないから。



研修センター内で都教委及び指導主事たちを相手に、被処分者がしっかり対峙している時、外ではリレートークが続きました。「茶色の朝」を朗読する人、根津さんへの賛辞を述べる

人、都教委へ闘いの宣言をする人、「自由の風を」を歌う人、手話をまじえて「スマイル アゲイン」をみんなで歌ったり……。たくさんの人たちが、被処分者への励ましのことばを述べ、「門扉」として立っている（朝、根津さんが聞いた所、都の職員は「門扉」です。と答えたそうです。）都職員と対峙し、次のような中止を求める要求書を読み上げました。

<会として中止を求めた要求書>

『再発防止研修』中止の要求書

東京都教育委員会御中

2006年9月15日

都教委は、「日の丸・君が代」不服従教員に対して、累積処分というまったく不当な処分を出しただけでなく、『再発防止研修』なるものを強行し思想の転向を迫っています。私たちは、この『研修』の中止を申し入れます。『再発防止研修』なるものは、本来ならば、体罰、猥褻行為などの服務事故に適用されるもので、憲法・教育基本法を遵守しようとする教員に対して適用しようとする事自体が根本的に間違いです。

10・23 通達以降の一連の命令・処分・強迫など都教委の教育現場への違憲違法な介入に対し、多くの市民が、何度も何度も、通達の撤回を要求し、処分をするな、累積処分をやめろ、内心の自由を脅かす『再発防止研修』をやめろと要求してきました。

しかし都教委は、都民・市民の声を聞こうとしていません。そのために、憲法・教育基本法を護ろうとしている河原井純子さんは停職1ヶ月、根津公子さんは停職3ヶ月に処分が累積され、私たちは《このままいけば、都教委の蛮行は二人を免職に至らしめてしまうかもしれない》という危機を感じるようになりました。私たち【河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会】は、本年2月13日以来、16回にわたって、都教委を訪問し、“累積処分をさせるな”という全国からの18,000筆を超える署名を渡しながら、要請と質問を繰り返しています。が、都教委からは今まで、一度も道理ある回答はありません。教育委員会に行くと、私たちは問答無用と言わんばかりの扱いを受けています。こちらが何も言い出さないうちに帰れといわんばかりにあしらわれ、威圧的に腕章を巻いた職員に遮られたり警備員に付きまといわれたり、何時間も入り口に立たされ、体調が悪く疲れてしゃがみ込んでいる人はしつこく立つように迫られたり、都教委は全都民に対し説明責任を負っているはずですが、そのやっていることと云ったらよくぞ恥ずかしくもなく…とあきれ果てています。このような都教委の専横的な姿勢の中で7月21日に強行された『再発防止研修』時には、停職処分の河原井さんと根津さんだけは他の33名の被処分者と切り離され、それぞれ別室で、それぞれの校長立会いのもとに、ひとりに3人ずつの都教委関係者が対応したと聞きます。このような取調べの差別的見せしめ『研修』は、研修と言えるものではありません。都教委は9月15日、二人に対して2回目の『研修』を強行しようとしています。私たちは即時『研修』の中止を申し入れます。

同時に、10・23 通達の撤回を要求し、憲法・教育基本法を遵守しようとしている教員への強迫、処分をやめ、都教委が、憲法・教育基本法に則った本来の教育委員会の姿に立ち返るよう切望いたします。

「河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会」

傍聴のお願い

1、根津さん：人事委員会審理

10・6（金）PM2：00～都庁第1庁舎39F

（1：45 整理券配布38F）

05年3月4月不起立処分立川二中校長証人尋問

2、河原井さん：人事委員会審理

10・10（火）PM2：00～都庁第1庁舎39F

05年3月不起立処分 本人尋問

会員から届いた… 判決を聞いた日の想い

「私のあの日の感想は、あの判決文は根津さんが書いたのかと思ったほど、天地がひっくりかえってしまった感じでした。ごく当たり前の法律に根ざしたものなのに、びっくりすること自体が情けない現実です。このことを現実はどう使い込むか、論議が必要に思います。」（S）

9・21判決は歴史にのこるもの

その時、私は抽選に外れ、地裁前で判決を待っていました。“全面勝訴！”やったー！信じられない！の声、々、々…（250人はいた。）10・23通達以降のたくさんの仲間たちの苦悩、苦悶がスーととり除かれていくのを感じることができました。都立学校の教員たちのすさまじい取り組み、闘いが実を結び、種をまき散らしたのです。

目を赤く染めている人を見て、急に私もポロポロ（最近涙がよく出る。）多くの人の勇気と力と元気を与えたこの判決。第二の難波裁判官が出てきて欲しいなあ。

私たちが新たな出発に向けて行くことができそうです。（M）